

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間：毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格：全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合

例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。実際のお支払いは事故状況や損害の状況によります。

お支払事例

※ケガの保険のため病気は対象外です。

ケガ

- 車での移動中に単独事故を起こし、首を痛めた

お支払保険金
約18万円



- 雪かきを行っていた際に滑って打撲、背中や腰を痛めた

お支払保険金
約20万円



個人賠償責任

- 庭の整備のため草刈り機を使用中、飛び石により他人の車を傷付けてしまった

お支払保険金
約33万円



- 同居の孫が隣家の窓を壊してしまった

お支払保険金
約7万円



保険金額と掛金(保険料+事務運営費)

(※)昨年度と保険金額が異なります。(保険期間1年間 職種別A級 天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)年払

加入タイプ	本人型(A型)		夫婦型(C型)	
	加入者(議員・退職議員)本人		加入者(議員・退職議員)本人	配偶者
ケガの補償の対象者	加入者(議員・退職議員)本人		加入者(議員・退職議員)本人	配偶者
補償内容	保険金額		保険金額	保険金額
死亡・後遺障害	1,015万円		1,015万円	415万円
入院	日額4,000円			
通院	日額2,500円			
手術	重大手術の場合	入院保険金日額の40倍	重大手術以外の場合	入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
個人賠償*	最高2億円(自己負担なし)			
掛金(保険料+事務運営費)	24,000円		38,000円	
一時払保険料	22,000円		36,000円	
事務運営費	2,000円		2,000円	

*個人が日常の生活で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負担した場合(除く自動車事故、猟銃事故等)

制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。
- 中途加入も随時受付しております。

◎ご加入のお申込みは◎
町村議会事務局まで

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

- 本保険制度は、損害保険ジャパン株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。
- ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- ◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830 (受付時間：平日の午前9時から午後4時まで)
- ◎幹事引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-5408 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)